

各市町村におけるNPOの活動拠点や活動場所として使用できる施設情報

【調査様式①】

| | | | | |
|----------|-------------------|------------|---|-------------|
| 施設の名称 | 佐川町総合文化センター | | | |
| 所在地 | 佐川町甲356-2 | | | |
| 施設管理者 | 市町村における公共施設 | | | |
| | 佐川町 | | | |
| 施設外観(写真) | | アクセスマップ | | |
| 施設情報 | 区分 | | 登録団体 1時間当り | 未登録団体 1時間当り |
| | 大研修室 | | 310 | 630 |
| | 講座室 (1室) | | 120 | 250 |
| | 和室 (1室) | | 60 | 120 |
| | 視聴覚室 | | 150 | 310 |
| | 調理実習室 | | 210 | 420 |
| 施設内写真 | | 施設平面図 | | |
| 利用時間 | | 休館日 | | |
| 利用料金 | 上記参照 | | | |
| 利用料減免措置 | 有 | (有の場合) 対象者 | <p>(1) 使用料の減免については、次のとおりとする。</p> <p>ア 佐川町又は教育委員会が共催し、又は後援する事業については、その使用料の5割を限度に減額することができる。</p> <p>イ 公益上特に必要として行われる事業、公共の福祉に特に寄与する事業その他所長が特に減免することが相当と認めるときは、減免することができる。</p> <p>(2) 使用料の減免申請については、次のとおりとする。</p> <p>ア 前号に定める使用料の減免を受けようとする者は、使用許可願の減免理由欄に減免理由を付記して許可を受けなければならない。</p> <p>(3) 使用料の返還については、次の場合にできるものとする。</p> <p>ア 文化センターの都合又は公益上の都合によって許可を取り消した場合</p> <p>イ 天災その他の不可抗力によって文化センターが使用できない状態になった場合</p> <p>ウ 使用の前日までに許可の取消し又は変更を申し出た場合</p> <p>エ その他特に所長が必要と認めた場合</p> | |
| 利用条件等 | | | | |
| 施設電話番号 | 0889-22-1110 | 施設FAX | | |
| 施設ホームページ | | | | |
| 市町村担当課 | 佐川町教育委員会 | | | |
| | TEL: 0889-22-1110 | メールアドレス: | | |